

# 茨城町事業継続緊急給付金の申請期間等が延長されました

農林漁業者の方も給付対象です！

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、「茨城町事業継続緊急給付金」の申請期間と支給要件の一部を、下記のとおり改正しました。

改正点	(改正前)	(改正後)
申請期間	令和2年8月3日から9月30日	令和2年8月3日から令和3年1月29日
売上減少月	令和2年3月から7月	令和2年3月から12月

## ▶本給付金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、国等の持続化給付金を受けられない事業者・個人事業主の方を対象に10万円の給付を行い、事業継続・経営安定化を応援します。

▶**対象者** 町内に事業所を有する中小企業者で、前年同月比で売上が30%以上50%未満減少した月がある者  
※月当たりの収入変動の大きい**農林漁業者**の方も、事業収入が昨年と比較し30%以上50%未満減少していれば給付の対象です。

## 【問合せ先】

商工観光課  
☎ 029-240-7124 (直通)

## 町HP

[http://www.town.ibaraki.lg.jp/kinkyu/corona/corona\\_kigyou/1595375815907.html](http://www.town.ibaraki.lg.jp/kinkyu/corona/corona_kigyou/1595375815907.html)



## 茨城県からのお知らせ

# 新型コロナウイルス感染症に関する条例ができました

令和2年10月2日より、新型コロナウイルス感染拡大防止と、社会経済活動の「両立」を図るための新しい条例が施行されました。

事業者・県民の皆様は、以下の取り組みにご協力をお願いします。

## 【問合せ先】

いばらきアマビエちゃんヘルプデスク(県中小企業課) ☎ 029-301-5472



### 事業者の方

○「いばらきアマビエちゃん」の登録と宣誓書の掲示を、県内全ての施設・店舗に推奨  
(一部施設・店舗には義務付け)

新しい条例の詳しい内容や、登録義務のある施設・店舗などの確認はこちらから



※事業者登録の方法については、広報いばらき9月15日号や、茨城県ホームページをご確認ください。

### 感染症対策のための費用を一部助成します！

アクリル板の設置や消毒用アルコールの導入などにかかる費用を助成します。

▶**対象** 条例で登録の義務が定められている事業者  
▶**支給額** 1事業者3万円  
(複数の施設・店舗を有する場合は6万円)

▶**申請期限** 12月31日(木)

## 【問合せ先】

いばらきアマビエちゃんヘルプデスク(県中小企業課)  
☎ 029-301-5472

### 県民の方

○利用日ごと、施設・店舗ごとに「いばらきアマビエちゃん」の登録を義務付け

利用した店舗・施設の登録が簡単な「いばらきアマビエちゃん」のアプリができました！  
※従来のメールシステムも、引き続きご利用が可能です。



### いばらきアマビエちゃん 県産品プレゼントキャンペーンを実施します！

「いばらきアマビエちゃん」で利用者登録をした方と、「いばらきアマビエちゃん御意見フォーム」に書き込みをした方から抽選で、毎月3,500名の方に、5,000円相当の県産品をプレゼントします。

▶**抽選対象期間** 令和2年10月～令和3年3月

▶**応募方法** 利用者登録や意見投稿を行うたびに、自動で抽選会に応募できます。

# 新型コロナウイルス感染症に関連した固定資産税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により**事業収入が減少した中小事業者等**が所有する**事業用家屋及び償却資産**について、令和3年度の固定資産税を減免します。

▶**対象者** 令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月の事業収入の合計が、前年の同期間の事業収入と比べて、30%以上減少している中小事業者等 (※1)

## ※1 中小事業者等とは

- ・資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
  - ・資本金もしくは出資金を有しない法人または個人は、従業員数が1,000人以下の場合
- ※ただし、大企業の子会社等で2分の1以上の出資を受ける法人、2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人は対象外となります。

▶**対象資産** 事業用家屋及び償却資産 ※土地・居住用家屋は対象外です。

## ▶減免率及び対象年度

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月の事業収入の対前年度比減少率	減免率	対象年度
50%以上減少	全額	令和3年度
30%以上50%未満減少	1/2	

## ▶申告方法

- ①茨城町への申請前に、認定経営革新等支援機関等(※1)に、軽減条件を満たしているか確認を受けてください。申請用紙は茨城町ホームページまたは税務課窓口にて取得できます。
- ②「新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告書」は、記入例および固定資産税納税通知書をご確認の上、記載してください。
- ③認定経営革新等支援機関等の確認を受けた申告書(原本)に併せて、同機関に提出した書類(コピー可)と同じものを税務課へ提出してください。

※1 認定経営革新等支援機関等に該当する機関

中小企業等経営強化法の認定を受けた税理士、公認会計士または監査法人、中小企業診断士、金融機関(銀行、信用金庫等)、都道府県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会など

## ▶必要書類

1. 申告書原本(認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの)
2. 収入減を確認できる書類(認定経営革新等支援機関等に提出した会計帳簿や青色申告決算書の写し等)
3. 特例対象家屋の事業専用割合を示す書類(青色申告決算書の写し、見取図等)
4. (収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合)猶予の金額や期間等を確認できる書類

▶**申告期間** 令和3年1月4日(月)～令和3年2月1日(月)

▶**提出先** 〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町小堤1080番地 茨城町税務課 資産税グループ

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、可能な限り郵送による申請にご協力ください。

## ▶詳細について

申告方法や制度の詳細については、中小企業庁ホームページでご確認ください。

認定経営革新等支援機関の一覧については、中小企業庁ホームページ及び金融庁ホームページからご確認いただけます。

(中小企業庁) <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>

(金融庁) <https://www.fsa.go.jp/status/nintei/>

【問合せ先】 税務課 資産税グループ ☎ 029-240-7114 (直通)